

河内長野市人権施策推進プラン  
(本編)

河内長野市

## はじめに

本市では、「思いやりとぬくもりのある、共生共感のまちづくり」をめざしています。

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている権利であり、幸せに生きるために、なくてはならない最も基本的な権利だと言えます。

本市においては、世界人権宣言(\*1)、及び日本国憲法の理念に基づき、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを進めるため、平成13年3月「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」を制定し、つづいて平成14年2月に、「河内長野市人権尊重のまちづくり審議会」を設置しました。この審議会において、人権施策を総合的に推進するための指針について、審議を重ねていただき、審議会の答申をもとに、「河内長野市人権施策基本方針」を平成18年9月に策定しています。

21世紀は人権の世紀とうたわれており、また同時に協働の時代です。人権尊重の取り組みにおいても、市民と行政が一体となって取り組むことが大切です。

今後は、この人権施策推進プランに基づき、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、人権施策を市民の皆さんと協働して積極的に推進してまいります。真に人権文化が確立された河内長野市の実現にむけ、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

平成20年7月

河内長野市

### 改訂経過

- ・ 制定 2008 (平成20)年 7月
- ・ 改訂 2010 (平成22)年 3月
- ・ 改訂 2011 (平成23)年 2月
- ・ 改訂 2011 (平成23)年10月
- ・ 字句修正 2013 (平成25)年2月
- ・ III資料7修正 2013 (平成25)年7月
- ・ III資料6修正 2014 (平成26)年4月
- ・ III資料7修正 2014 (平成26)年6月
- ・ 改訂 2015 (平成27)年 3月

## 目次

### はじめに

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| I 河内長野市における人権尊重の取り組みと基本姿勢        | 1  |
| 【1】 取り組むべき課題                     | 1  |
| 1：男女共同参画社会の実現にむけて                | 1  |
| 2：子どもの人権が尊重される社会の実現にむけて          | 2  |
| 3：生きがいにあふれた高齢社会の実現にむけて           | 2  |
| 4：障がいの有無にかかわらず共に生きる社会の実現にむけて     | 3  |
| 5：同和問題の解決にむけて                    | 4  |
| 6：外国人市民の人権を尊重する社会の実現にむけて         | 4  |
| 7：さまざまな人権課題の解決にむけて               | 5  |
| 【2】 人権施策の基本理念                    | 6  |
| 【3】 人権施策の基本的視点                   | 6  |
| II 基本行動計画                        | 7  |
| 【1】 人権教育・啓発の推進                   | 7  |
| 1：幼児期からの人権教育・啓発の推進               | 7  |
| 2：学校教育としての人権教育・啓発の推進             | 8  |
| 3：生涯学習としての人権教育・啓発の推進             | 8  |
| 4：団体などにおける人権教育・啓発の推進             | 8  |
| 5：市職員に対する人権教育・啓発の推進              | 8  |
| 【2】 指導者の養成                       | 9  |
| 1：地域での市民の自主的・自発的活動               | 9  |
| 【3】 市民の主体的な活動の支援                 | 9  |
| 1：自治・人権意識を高揚させた地域コミュニティの形成       | 9  |
| 【4】 情報の収集・提供機能の充実                | 9  |
| 1：市民の状況把握と対応                     | 9  |
| 【5】 相談体制の整備とネットワークの構築            | 10 |
| 1：人権相談体制の整備と拡充                   | 10 |
| 【6】 人権救済のシステム                    | 10 |
| 1：人権救済システムの構築                    | 10 |
| 【7】 行動計画の推進と進行管理                 | 11 |
| 1：計画の推進と進行管理                     | 11 |
| III 資料                           | 12 |
| 1：人権にかかわる主な条約、法律等に関する年表          | 12 |
| 2：河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例  | 13 |
| 3：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（法律第147号）   | 14 |
| 4：人権教育基本方針                       | 16 |
| 5：用語解説                           | 19 |
| 6：人権教育・啓発活動及び地域コミュニティの形成に関する関係団体 | 24 |
| 7：各種相談事業概要一覧表                    | 27 |

## I 河内長野市における人権尊重の取り組みと基本姿勢

21世紀は「人権の世紀」といわれ、人権尊重は世界的な潮流となっています。

人権とは、生存と自由を確保し、幸せを追求する、すべての人が生まれながらにもっている権利のことです。人権は普遍的文化であり、差別や人権侵害をなくし、地球的規模で進む環境問題や平和の問題を解決することにもつながります。

本市における人権に関する主要課題の現状を把握するとともに、どのように人権施策展開を図っていけば、市民の幸福な生活を確保できるのかを考え、またより向上するために、今後も積極的に取り組みを推進していきます。

### 【1】取り組むべき課題

人権の課題はさまざまな要因を含んでおり、個別の領域だけでなく複数の領域に及ぶことがあります。本市では取り組むべき課題と解決への道筋を以下のように考えます。

#### 1：男女共同参画社会の実現にむけて

##### ○職場、学校、地域、家庭などで男女共同参画を推進し人びとの多様な個性と活力にあふれた河内長野市をめざします。

本市では、人権尊重に基づく男女の自立と男女共同参画社会の形成に向けてさまざまな取り組みを進めてきました。しかしながら、男女の自由な活動の選択に影響を及ぼす性別による固定的な役割分担などやそれに基づく社会の制度又は慣行は今なお残り、また、近年においては女性に対する暴力も顕在化しており、課題の解決に向けた一層の取り組みが求められています。

一方、少子・高齢化の進行、国内経済活動の沈滞など社会経済情勢が大きく変化する中であって、一人ひとりの個性と能力が十分発揮できる豊かで活力ある河内長野市を築くには男女の人権が尊重され、社会のあらゆる活動に参画できる機会の平等が確保されるなど男女共同参画社会の実現が緊急かつ重要な課題であり、その取り組みは市、市民及び事業者が一体となって推進する必要があります。

本市では、男女共同参画の推進を主要な政策と位置づけ、その推進に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにし、相互の連携協力の下に男女共同参画社会を実現することを目的として男女共同参画推進条例を平成

18年1月1日に施行し、人びとの多様な個性と活力にあふれた河内長野市をめざしています。また、同条例第9条に基づき、平成20年3月に男女共同参画計画(第3期)を策定し男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、計画(第3期)の基本目標6、「女性に対する暴力の根絶」に係る施策(24～27頁)を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく本市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画と位置づけその取り組みを推進します。

## **2：子どもの人権が尊重される社会の実現にむけて**

### **○子どもが人間性・創造性豊かに、健やかに育つ環境づくりをめざします。**

「児童(子ども)の権利に関する条約」(\*2)の趣旨にのっとり、家庭、学校、地域において、子どもが一人の人間として尊重され、自分の将来に希望をもち、夢の実現に努めることができるよう支援します。

しかし、子どもをとりまく家庭、学校、地域社会では、児童虐待やいじめ、体罰、不登校、自殺等が社会問題になっています。特に、子ども同士のいじめによる自殺、また児童虐待や幼い命が奪われる悲惨な事件も発生し、子どもの健やかな成長が阻害される状況も顕在化していることから、これらの防止に向けた取り組みが進められつつあります。

本市では、「河内長野市次世代育成支援対策行動計画」に沿った ①子どもの生きる力の育成 ②子どもの健やかな成長支援 ③家庭における子育て・親育ちへの支援 ④地域の子育て環境づくりの基本方向 を掲げて、関係機関や市民等の協力も得ながら積極的な取り組みを今後もさらに推進していきます。

また、権利侵害から子どもを守り、子どもが権利を行使する主体として尊重され、健やかに育つことができるように、子育て支援センターを中核とした総合的な子育て支援ネットワークを形成し地域の子育て力の強化を図るとともに、子どもの安全・安心な環境づくりを推進します。また、「河内長野市要保護児童対策地域協議会」による虐待防止・発見からサポートに至る総合連携体制を推進して子どもの権利擁護を図ります。

## **3：生きがいにあふれた高齢社会の実現にむけて**

### **○高齢者が生きがいを持って、個人として尊厳される社会をめざします。**

わが国では、世界に例を見ない速さで高齢化が進んでおり、平成23年(2011

年)には、4人に1人が65歳以上という超高齢社会の到来が予測されています。著しく高齢化が進むなか、介護に関する諸問題や孤独死、虐待のほか、年金、医療、雇用等の高齢者施策に関するさまざまな問題が発生しています。

また、一方で、高齢者を一律に退職世代や弱者・要介護の対象者とみなすことは、人権問題のみならず、高齢者の自立と尊厳を損なうことにもなりかねません。すべての世代のための社会をめざして、高齢者のマンパワー(\*3)が活かされ、高齢世代間や現役世代との支え合いなど、すべての世代がともに参画できる社会の構築が重要になっています。

本市では、①地域の高齢者ケアシステムとセーフティネット(\*4)の構築 ②多様なニーズに対応できるサービスの充実 ③健康づくりと介護予防対策の充実 ④高齢者の社会参加と生きがいづくり に取り組んでいます。

今後は、「第4期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、全ての高齢者が生きがいをもって安心して生活できるまちづくりを進めるとともに、高齢者虐待の防止や認知症高齢者の権利擁護に向けた取り組みを推進します。

## 4：障がいの有無にかかわらず共に生きる社会の実現にむけて

### ○障がい者の人権尊重に取り組み、自己実現を図れるまちづくりをめざします。

「完全参加と平等」の実現をめざした国連の「国際障害者年」を受け、わが国においても障がい者施策に関する長期計画が策定されて以来、障がい者の自立と社会参加に関する施策について計画を策定し、これに基づきその総合的かつ計画的な実現に向けた取り組みが進められています。

本市においても、平成20年(2008年)3月に「河内長野市第2次障害者長期計画」を策定し、次の基本方針のもと障がい者施策の総合的な推進を図ります。

#### ①共に生きる社会

障がいのある人や子ども、青少年、高齢者すべての人が分け隔てられることなく、その人らしく、また、共に生活を送ることができる地域社会をめざすこと。

#### ②障がいのある人の権利擁護

すべての人の人権が尊重され、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される地域社会をめざすこと。

#### ③自立と社会参加

障がいのある人が社会を構成する一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野において、自らの意思に基づいて生活でき、自立した活動ができる地域社会をめざすこと。

## 5：同和問題の解決にむけて

**○同和問題の解決にむけ、これまでの成果をふまえ、総合的に人権施策を進めます。**

同和問題は、日本社会の歴史的身分階層構造などに基づく差別により、経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ生存権と生活権を脅かされた人権課題です。

基本的人権を侵害され、とくに近代社会の原理においては、何人にも保障されている市民的権利と自由が完全に保障されていない、深刻にしてかつ重大な人権課題であり、その解決は、国民的課題です。

数次にわたる国の「同和対策特別措置法」(\*5)や「同和対策審議会答申」(\*6)に基づいた同和対策事業の結果、かつての生活環境状況などは、大きく改善されました。

しかし、本市においても、教育・就労・結婚問題のほか、現在、社会が抱えるさまざまな問題が現れています。今なお、忌避意識も存在し、同和問題が解決されたとはいえない状況にあります。

「同和問題の解決は、国の責務であり、同時に国民的課題であり、部落差別が現存する限り、同和行政は積極的に推進されなければならない」という大阪府同和対策審議会答申の基本認識に沿って、これまで実施してきた施策の成果を踏まえ、同和問題の完全解決を図るため、一般施策を効果的に活用しながら総合的に人権施策を進めます。

## 6：外国人市民の人権を尊重する社会の実現にむけて

**○外国人市民と共に生きる異文化理解、多文化共生のまちづくりをめざします。**

国際的な人的・物的交流の増大と情報通信の発達は、国境を越えた情報交流を活性化させ、国際的な相互依存の関係を深めています。日本においても、外国人と隣り合って暮らす社会が現実化しており、外国人との共生は地域社会にとって切り離せない課題になっています。経済のグローバル化・国際化の進展に伴って交流が進む一方、言語、文化、習慣、価値観などの相互理解が不十分であることに起因した外国人に対する偏見や差別などの人権問題が生じています。

本市では、このような状況の中で、市民参加の交流機会の充実を図り、豊かな国際感覚を育み、地域の国際化を豊かなものとするため、国際交流事業や外国語の学習事業、姉妹都市交流事業等を実施しています。また、諸外国の異な

る文化や習慣等を学習し、国際友好・親善・協調の重要性を理解する取り組みや、在住外国人への日本語指導等の多文化共生の取り組みを行っています。

今後も、国際理解教育の推進、外国人市民に対する生活支援や多文化共生社会の推進など、言語、文化、習慣などのお互いの違いを認め合い、人権尊重の意識高揚と啓発活動の充実を進める中で、共に地域で暮らしていけるまちづくりをめざし、更なる取り組みを進めます。

## 7：さまざまな人権課題の解決にむけて

**○H I V(\*7)感染者、ハンセン病(\*8)や結核等の感染症患者や回復者の人権、インターネットを悪用した人権侵害の問題、ホームレスの人権、犯罪被害者やその家族の人権、アイヌの人々の人権、性的マイノリティー(\*9)の人権などなど。さまざまな人権課題が正しく理解され、人権が尊重されるよう解決に努めます。**

H I V感染者、ハンセン病や結核等の感染症にかかった患者や回復者が、職場からの迫害、入園・入学や登園・登校の拒否、医療現場における差別、プライバシーの侵害を受けるなど、さまざまな人権問題が発生しています。患者や家族に対する偏見と差別をなくし、市民が正しい知識と理解を得るため、あらゆる機会を通じて教育や啓発の推進に努めます。

インターネットを悪用した人権侵害は、「プロバイダー責任法(\*10)」の遵守などにより適切に対応します。同時に、電子空間の人権侵害行為に対する規制や啓発などの対策について、機会を捉えて国や国際機関に要望等を行います。

長引く景気の低迷によりホームレスが急増し、深刻な社会問題となっています。「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の趣旨を十分理解し、問題の解決に努めます。

犯罪被害者やその家族、また刑を終えて出所した人やその家族が偏見にとらわれた見方をされないよう、人権課題の解決に努めます。その他、アイヌの人々、性同一性障害などの性的マイノリティー、遺伝子情報(\*11)の管理、北朝鮮当局による拉致問題、民族差別的なヘイトスピーチなど人権課題が広がりつつあります。これらのさまざまな人権課題について今後とも人権尊重の視点から、議論を深め、その解決に努めます。

## 【2】：人権施策の基本理念

- 一人ひとり、誰もが尊重されるまちづくり
  - 自分らしく暮らせ、自己実現できるまちづくり
  - ともにふれあい、ともに支え合うまちづくり
- ）を目標とし、

「思いやりとぬくもりのある、共生共感のまちづくり」をめざします。

## 【3】：人権施策の基本的視点

基本行動計画を進める視点は、以下の通りです。

- (1) 「いのち」の尊さを自覚し、互いの権利と尊厳を尊重することの大切さを理解することで、自己実現を図ることができるようにすること。
- (2) 多様な文化や価値観を持った人びととふれあう中で、お互いが理解し合い、ともに暮らせる地域社会をめざすようにすること。
- (3) 人権意識の高揚を図るため、人権侵害や差別に気づき、考え、行動する取り組みを支援するようにすること。
- (4) 市、市民、事業者が連携・協働を通じて、人権に関するさまざまな課題を共有し、人権意識の高揚に役立つようにすること。
- (5) 偏見や差別の要因を取り除くため、さまざまな場や機会において啓発活動に取り組むこと。
- (6) さまざまな課題をかかえた人が、自らの意志で課題の解決ができ、自己実現できるよう支援をすること。
- (7) 人権にかかわる問題が生じた時に、主体的な判断により解決できるよう相談体制の整備・情報の提供に努めること。
- (8) 人権侵害を受けた時、またはそのおそれがある場合などに、迅速かつ適切な保護・救済を受けることができるようにすること。

## Ⅱ 基本行動計画

取り組むべき主要課題について、7つの人権施策行動計画を押し進めます。

### 【基本行動計画をすすめるための7つの人権施策】

- 【1】人権教育・啓発の推進
- 【2】指導者の養成
- 【3】市民の主体的な活動の支援
- 【4】情報の収集・提供機能の充実
- 【5】相談体制の整備とネットワークの構築
- 【6】人権救済のシステム
- 【7】行動計画の推進と進行管理

### 【1】人権教育・啓発の推進

本市における人権教育、人権啓発は、人権教育基本方針及び同和教育基本方針に基づいて、以下の柱に沿って進めます。

- 幼児期からの人権教育・啓発の推進
- 学校教育としての人権教育・啓発の推進
- 生涯学習としての人権教育・啓発の推進
- 団体などにおける人権教育・啓発の推進
- 市職員に対する人権教育・啓発の推進

#### 1：幼児期からの人権教育・啓発の推進

幼児期から生命の尊さや人間として基本的に守らなければならないルールに気づかせ、思いやりの気持ちを育み、お互いを大切にする態度と人格の形成をめざす人権基礎教育・啓発に取り組みます。

- ①幼児期において一人ひとりの個性を認め合います。
- ②心豊かに育つため人格形成を基本とする養育をします。
- ③感性をより豊に育むとともに、行動のあり方、態度の育成に力点をおきます。

## 2：学校教育としての人権教育・啓発の推進

一人ひとりを学びの主体者として捉え、生涯学習の基礎となる力を育みます。

- ①それぞれの個性を認め合い、自分と他者の両方を尊重する意識を育みます。
- ②各学校において発達段階に応じ、さまざまな人権教育・啓発の推進を図ります。
- ③家庭や地域の連携を深め、一体の人権教育・啓発を進めます。

## 3：生涯学習としての人権教育・啓発の推進

一人ひとりが生活の中で人権について深い理解を示し、人権を尊重する態度で行動するように、市民が人権意識を日常生活に浸透するような取り組みをします。

- ①生涯学習の視点で、市民との連携・協働により、さまざまな場における人権についての学習機会の充実に努めます。
- ②知識習得型学習・参加型学習により人権に関する知識が態度や行動に結びつくように、機会の提供、学習資料の充実に努めます。

## 4：団体などにおける人権教育・啓発の推進

市民団体・企業が実施する人権教育・啓発活動の内容充実に努めます。

- ①市民団体が実施する地域に根ざした人権意識豊かなひとづくりを目的とした活動を支援します。
- ②企業における社員に対する人権教育・啓発の充実に努めることを支援します。
- ③市、市民団体、企業の連携強化を図ります。

## 5：市職員に対する人権教育・啓発の推進

人権が尊重される社会の実現にむけ、職員に対する研修を実施し、人権尊重の態度や行動を身につけるよう努めます。

- ①常に人権尊重の視点をもって職務を遂行するように研修の充実に努めます。
- ②人権施策推進本部を活用し、全庁的に職員の人権意識を高めます。

## 【2】指導者の養成

### 1：地域での市民の自主的・自発的活動

市民が日頃から、普段のできごとを人権という視点で見直し、地域のさまざまな課題について、自主的・自発的に考え、解決に取り組むことを支援します。

- ①ボランティア団体などとの連携を深め、人権問題に携わるリーダー養成に取り組めます。
- ②各種団体などにおける指導者の養成に向けた自主的・主体的な取り組みを支援します。

## 【3】市民の主体的な活動の支援

### 1：自治・人権意識を高揚させた地域コミュニティの形成

多様な文化や価値観を大切にす豊かな人権文化を創造するため、市民の自主的・主体的な取り組みを通じて、さまざまな人々が交流し相互理解できる活動を支援します。

- ①生涯学習の場や機会の確保、整備を図ります。
- ②市民の交流・相互理解のための自主的・主体的な活動を支援します。

## 【4】情報の収集・提供機能の充実

### 1：市民の状況把握と対応

人権教育・啓発は、学校・行政のみならず地域、家庭、企業、NPO(\*12)などさまざまな主体により、対象者やニーズに応じて様々な機会で開催されています。今後も人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実を図ります。

- ①実施団体に対しての人権教育・啓発についての知識、手法や講師、教材活動事例などの情報提供をします。
- ②市民に対して、各種の相談機関や公的支援制度、NPOの活動など、人権に関するさまざまな支援情報を提供します。
- ③各種の相談を通じて市民の状況を的確に把握し、適切な対応を図ります。

## 【5】相談体制の整備とネットワークの構築

### 1：人権相談体制の整備と拡充

人権にかかわる困りごとや悩みがある時、市民が適切な助言や指導を受けることができるよう人権相談体制の充実を図ります。複雑化、多様化する人権課題の解決や救済、保護のために、助言や専門機関、NPOの紹介、情報提供等を行います。

- ①各分野別人権相談窓口の拡充を図り、解決のための助言や専門機関の紹介など、人権を救済、保護するために相談機能の充実に努めます。また必要な情報提供の充実に努めます。
- ②相談員等の資質向上や各種相談に関する情報提供の充実を図ります。
- ③外国語や手話通訳等、相談者が必要とする言語での対応の充実に努めます。

## 【6】人権救済のシステム

### 1：人権救済システムの構築

社会が複雑化・多様化するなか、各人権課題に対して迅速・的確に対応するため、相談者の人権擁護・救済システムの構築を図ります。

- ①庁内に人権擁護のためのネットワークを整備し、人権問題解決のための助言や専門機関の紹介など、人権を救済、保護するためのシステム構築に努めます。
- ②市民が自立し、安心して地域生活を送るための、権利擁護事業の普及と充実を図ります。
- ③犯罪被害及びドメスティック・バイオレンス(\*13)、いじめや児童虐待などの被害の発生防止や軽減等、事案に対して適切に対応するため、国・府・NPO等と連携の強化を図り、協力体制を構築します。

## 【 7 】 行動計画の推進と進行管理

### 1 : 計画の推進と進行管理

この基本行動計画の実効性を高め、人権尊重のまちづくりを総合的に推進していくため、人権にかかわる課題別施策の実施、ならびに推進状況を把握する進行管理を行ないます。

- ①この行動計画の期間は、第4次総合計画の最終年度の平成27年度（2015年度）とさだめ、人権施策推進の進行管理を実施します。また本市における人権施策の実施状況や、市政を取りまく情勢、市民ニーズの変化に対応するため、随時必要な見直しを行なうものとします。
- ②本市各部局の施策を人権の視点から総括的に進行管理をするために、基本行動計画にかかる施策一覧表を参考資料とします。

### Ⅲ 資料

#### 1 : 人権にかかわる主な条約、法律等に関する年表

##### <世界>

- 昭和 23 年 (1948 年) : 「世界人権宣言」  
昭和 40 年 (1965 年) : 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」  
(\*14)  
昭和 41 年 (1966 年) : 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」  
「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(両方をあわせて通称「国際人権規約」(\*15))  
昭和 54 年 (1979 年) : 「女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃に関する条約 (「女子差別撤廃条約」)」  
平成 元年 (1989 年) : 「児童の権利に関する条約 (「子どもの権利条約」)」  
平成 7~16 年 (1995~2004 年) : 「人権教育のための国連 10 年行動計画」(\*16)  
平成 16 年 (2004 年) : 「人権教育のための世界計画」  
平成 17 年 (2005 年) 1 月~ : 「人権教育のための世界プログラム」  
平成 19 年 (2007 年) : 「国連障害者の権利条約」

##### <国内>

- 昭和 21 年 (1946 年) : 「日本国憲法」制定  
昭和 40 年 (1965 年) : 「同和对策審議会答申」  
昭和 44 年 (1969 年) : 「同和对策事業特別措置法」  
昭和 57 年 (1982 年) : 「地域改善対策特別措置法」  
昭和 62 年 (1987 年) : 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」  
平成 8 年 (1996 年) : 「人権擁護施策推進法」  
平成 11 年 (1999 年) : 「男女共同参画社会基本法」  
平成 12 年 (2000 年) : 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(\*17)  
「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(\*18)  
「児童虐待の防止等に関する法律」(\*19)  
平成 13 年 (2001 年) : 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(\*20)  
平成 17 年 (2005 年) : 「個人情報保護に関する法律」(\*21)  
平成 21 年 (2009 年) : 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(\*22)

- 平成 25 年（2013 年）：「いじめ防止対策推進法」  
平成 25 年（2013 年）：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」  
平成 26 年（2014 年）：「子どもの貧困対策の推進に関する法律」

#### <大阪府>

- 昭和 60 年（1985 年）：「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する  
条例（部落差別調査等規制等条例）」  
平成 9 年（1997 年）：「人権教育のための国連 10 年大阪府行動計画」  
平成 10 年（1998 年）：「大阪府人権尊重の社会づくり条例」  
平成 11 年（1999 年）：「人権教育基本方針・人権教育推進プラン」  
平成 13 年（2001 年）：「おおさか男女共同参画プラン」  
「大阪府人権施策推進基本方針」  
平成 14 年（2002 年）：「大阪府男女共同参画推進条例」  
「大阪府在日外国人施策に関する指針」  
「大阪府人権保育基本方針」  
平成 17 年（2005 年）：「大阪府人権教育推進計画」

#### <河内長野市>

- 昭和 49 年（1974 年）：「河内長野市同和教育基本方針」  
平成 11 年（1999 年）：「河内長野市同和行政基本方針」  
平成 12 年（2000 年）：「人権教育のための国連 10 年河内長野市行動計画」  
平成 13 年（2001 年）：「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまち  
づくり条例」  
平成 15 年（2003 年）：「河内長野市人権教育基本方針」  
平成 18 年（2006 年）：「河内長野市男女共同参画推進条例」  
平成 18 年（2006 年）：「河内長野市人権施策基本方針」  
平成 20 年（2008 年）：「河内長野市人権施策推進プラン」  
平成 21 年（2009 年）：「河内長野市人権保育基本方針」  
平成 22 年（2010 年）：「河内長野市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通  
知制度に関する要綱」  
平成 22 年（2010 年）：「河内長野市各種相談事業推進会議設置規程」

## 2：河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例

（目的）

第1条 この条例は、全ての人間が基本的人権を享有し、尊重されることを基本理念とする世界人権宣言及び日本国憲法の下において、あらゆる人権侵害をゆるさず人間尊厳の確立のため市民一人ひとりが力をあわせ、思いやりとぬくもりのある、人権が尊ばれる心豊かなまちづくりの実現をめざすことを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な人権啓発に関する施策を推進するとともに、市民の人権意識の普及・高揚に努めるものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、互いに基本的人権を尊重し、人権意識の普及・高揚をめざす人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(体制の充実)

第4条 市は、基本的人権を尊重した明るく住み良いまちづくりを推進するため、市民との協働及び国、大阪府、人権啓発関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第5条 この条例の目的を達成するため、河内長野市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織、運営その他審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公布日：平成13年3月28日

### 3：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（法律第147号）

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条、又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、

及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。  
公布日：平成12年12月6日

## 4：人権教育基本方針

### 河内長野市人権教育基本方針

世界人権宣言（1948年）は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と人権の大切さを宣言し、また、日本国憲法も、「基本的人権を保障し、人種、信条、性別、社会的身分または門地によって差別されない」ことを明記し、そのための条件・環境づくりに取り組んでいる。

人権という普遍文化の創造、人権が尊重される社会の実現は、すべての人びとの願いであり、人権は、すべての人びとが、人として、いきいきと生活する上で不可欠のものである。

人権がすべての人びとに保障されるためには、一人ひとりが自分自身をかけたえのない存在として大切に思うと同時に、他のすべての人を尊い存在として受け入れることが何よりも重要である。

本市では、平成13年に「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」を制定し、人権が尊ばれる心豊かなまちづくりの実現をめざし、人権に関わるさまざまな取り組みをおこなっているところである。しかしながら、国際化や情報化、少子高齢化の進展、さらには環境問題など、社会の急激な変化に伴う新たな人権に関わる課題も浮上する状況において、人権教育のさらなる深化が必要とされている。そのためには、世界の人権教育の潮流や人権に関する国際的な条約に学びながら、人権文化の創造のための先駆的な役割を果たしてきた同和教育の成果を、人権に関するあらゆる問題の解決に生かしていくことが必要であり、さらに、さまざまな人権問題を解消するためには、国際的に発展してきた系統的・継続的な学習の観点や手法を取り入れ、民間団体とも協力して、人権教育の一層の浸透を図りながら、学校教育や社会教育のあらゆる活動の場を通して、人権文化を構築する主体者づくりをめざすことが重要である。

河内長野市教育委員会は、こうしたことを踏まえ、教育の主体性を保ちつつも、学校教育と社会教育の融合を図りながら、人権教育の積極的な推進をめざすための基本方針を次のとおり定める。

1. 豊かな人権感覚を持つ人間の育成をめざす人権教育

人権および人権問題に関する正しい理解と認識を深め、自己の課題として人権問題の解決に取り組むとともに、豊かな人権感覚と実践力を持った主体性のある人間の育成をめざして、教育のあらゆる場面において、人権教育を推進する。

2. 人と人とのつながりを豊かにする人権教育

社会の変化に伴い、人権に係わるさまざまな諸課題が新たに生まれるであろう現実を認識し、すべての人びとの自立、自己実現とともに、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進する。

3. 地域社会のつながりを深め生涯学習の基礎となる人権教育

市民一人ひとりが主体的に、諸活動を通じて、人権および人権問題の理解と認識を深めるとともに、多様な文化・習慣・価値観などを尊重し合う豊かな地域社会、ふるさとづくりをめざした人権教育を推進する。

4. 人権教育を推進する人材の育成

人権教育を推進するため、人権に関する深い知識とそれに基づく実践力を身につけた人材の育成を図るとともにその活用に努める。

本方針の実施にあたっては、教育の主体性・自立性を基本に据えながら、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関および諸団体との役割を分担しつつ、横断的総合的に推進しなければならない。

平成15年11月1日

河内長野市同和教育基本方針

昭和49年3月29日制定

日本国憲法は、生命、自由および幸福追求に対する国民の権利を尊重し、さらに、すべての国民は、法のもとに平等であることを保障している。

しかし、今なお日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造にもとづく差別により、基本的人権が完全に保障されておらず、経済的、社会的、文化的に低位な状態におかれている国民がいる。

これらの問題は、民主主義がいまだに徹底していないことにもとづくものである。これを解決するには、すべての市民が国民的課題として取り組まなければならない。

ならない。そのために、国および地方公共団体の責務として、差別の実態を科学的にとらえ、積極的に差別からの解放に努めねばならない。本市においては、このことを強く認識し、市および市民の共通の責任において、本問題解決のため、本市同和教育基本を定め、より強力にその推進をはかることを決意するものである。

1. 日本国憲法、教育基本法の精神にのっとり、同和対策審議会答申の趣旨にもとづいて、人権尊重の精神に徹し、差別の実態を正しく把握して、不合理な部落差別をなくする科学的認識を育て、実践力を身につけた民主的な人間の育成を期する。
2. 部落差別を含む、すべての差別をなくするために、市内のすべての学校園ならびに地域社会において、同和教育を推進し、すべての人々が部落問題を正しく認識し、この国民的課題をみずからの課題として解決にあたるように努める。
3. 日常の家庭生活において、民主的な家庭関係を確立するとともに、特に子どもの教育において、基本的人権の尊重の精神を具現し、差別を見ぬく力を育てる。
4. 日常の学校教育の実践において、人間の尊厳を体得させ差別を許さぬ人間を育成するとともに、すべての児童、生徒の可能性を最大限に伸ばし得るよう、教育諸条件の整備をはかり、教育の機会均等と進路の保障に努める。
5. 日常の市民生活を通して、あらゆる差別の実態を明らかにし、その打破に努めるよう、青年、成人を対象とする学級講座、集会などにおいて社会同和教育の研修を積極的に進める。

本方針の実施にあたっては、教育の主体性をたもち、学校教育、社会教育および家庭教育の連携をはかるとともに、関係諸機関および諸団体との連携をいっそう密にして、総合的に推進する。

## 5 : 用語解説

### (\*1) 世界人権宣言 はじめに

昭和 23 年(1948 年)12 月国際連合第 3 回総会で採択されました。

前文と 30 の条文からなり、第 1 条では、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつその尊厳と権利について平等である。」と述べられています。人権を確立することが世界の恒久平和への道であるという基本精神に立ったものです。いかなる差別もなくし、全世界のあらゆる場所において、すべての人びとが享有すべき人権と基本的自由を定めています。

### (\*2) 児童(子ども)の権利に関する条約 P.2

子どもの人権や自由を尊重し、子どもの保護と援助を進めることを目的とした条約。

### (\*3) マンパワー P.3

人的資源のことをいいます。

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称を社会資源といい、その中の人的資源のことをいいます。

### (\*4) セーフティネット P.3

困難な状態に陥った時に援助したり、そのような事になる前に防止する仕組みまたは装置を意味しています。

社会保障には社会的セーフティネットの役割があり、これがあることにより、人生の危険を恐れず、いきいきとした生活を送ることができます。

### (\*5) 同和対策特別措置法 P.4

同和地区における＜経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする＞法律。

### (\*6) 同和対策審議会答申 P.4

同和問題解決のため昭和 35 年(1960 年)内閣総理大臣の諮問機関として、同和対策審議会が設置されました。約 4 年の審議を行い昭和 40 年(1965 年)8 月に答申が出されました。

その中で、「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する

問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べています。

#### (\*7) H I V P.5

H I Vは、ヒト免疫不全ウイルスのことであり、H I Vへの感染によっておこる病気をエイズ(A I D S、後天性免疫不全症候群)とといいます。

一般的にウイルスに汚染された血液製剤の投与、性行為、母子感染がH I Vの感染経路とされています。免疫機能が低下し、免疫不全をおこす病気ですが、感染力は非常に弱く、H I Vについての正しい知識をもつことや、差別・偏見をなくすることが重要です。

#### (\*8) ハンセン病 P.5

ハンセン病は“らい菌”によって起こる病気です。

感染力は極めて弱く、医学の進歩により、現代では外来治療において、化学療法を中心とした治療を行えば確実に治癒する病気となっています。

かつてのあやまった隔離政策等によって、今も大きな人権課題になっています。

#### (\*9) 性的マイノリティー P.5

同性愛者、性同一性障がい(生物学的な性別と精神的な性別が一致しない状態で悩み苦しむ事)、インターセックス(先天的に身体上の性別が不明瞭なこと)の人々など性的少数者のことをいい、一人ひとりの人格を認め合い理解をすることが求められています。

性同一性障がいについては、平成 16 年(2004 年)7 月より、「性同一性障害者の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす性同一性障がい者が家庭裁判所の審判で許可を得れば性別の変更が認められるようになりました。

#### (\*10) プロバイダー責任法 P.5

インターネット上の情報の流通による、名誉毀損やプライバシー侵害などの権利侵害に対処するため平成 13 年(2001 年)11 月に制定されました。「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」で、「プロバイダーの損害賠償責任」を情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知った時に限定して認めることで、最近のインターネットその他の高度情報通信ネットワークの情報表現の自由に配慮しています。

他方では、自己の権利を侵害されているとする者が発信者情報の開示を請求することができる権利についても定めたものです。

#### (\*11) 遺伝子情報 P.5

生物が自己と同じ物を複製するために、細胞から細胞へ、親から子へ伝えられている情報で、DNAの塩基配列に符号化しています。生物はそれぞれ、数千種類から数万種類の蛋白質で作られています。ヒトでは3～5万種類位といわれています。

遺伝子情報の内容は、主としてこれら蛋白質をつくるための情報(蛋白質の設計図)と、どの蛋白質をいつ、どこで、どれだけ、作るかという発現制御の情報から成り立っています。

#### (\*12) NPO P.9

Non Profit Organization(非営利組織)の略で、企業などの営利団体とは異なり、自発的に公益的な活動を行う民間の組織、団体。その活動は、医療、福祉、環境保全、まちづくり、国際交流など多岐にわたります。

法人格を持つ組織(特定非営利活動法人など)と、法人格を持たない組織(ボランティアグループなどの任意団体)があります。

#### (\*13) ドメスティック・バイオレンス (DV) P.10

家庭内の暴力。配偶者や恋人など親密な関係である(あった)者から振るわれる暴力のことで、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力などに分けられています。

#### (\*14) あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 P.12

昭和40年(1965年)12月に国連総会において採択された条約。

この条約は、あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を当事国に求めています。

#### (\*15) 国際人権規約 P.12

法的拘束力のない宣言に対し、拘束力をもつ条約として生まれ、わが国においては、昭和54年(1979年)9月に発効しました。「民族の自決権」「内外の平等」「男女の平等」を基本とした社会権規約(A規約)と「居住、移転の自由」「児童の権利」などを含む自由権規約(B規約)および選択議定書から成り立っています。

#### (\*16) 人権教育のための国連 10 年 P.12

国連は、平成 7 年(1995 年)～平成 16 年(2004 年)までの 10 年を「人権教育の国連 10 年」と決議しました。人権教育は世界人権宣言の目的を強化・促進し、人権という普遍的文化をあらゆる場所で築いていこうとするものです。わが国においては、平成 7 年(1995 年)12 月に内閣にこのための推進本部を設置し、平成 9 年(1997 年)7 月には国内行動計画がとりまとめられました。

この行動計画では、「学校教育、社会教育、企業その他一般社会など、あらゆる場で人権教育を推進するとともに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題などの人権問題を重要課題としてとらえ、法の下での平等と個人の尊重という普遍的な視点から取り組む」としています。

#### (\*17) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 P.12

この法律においては、人権教育を人権に満ちた社会を創造することを目標とする教育活動で、人権啓発を国民の間に人権尊重の理念を普及させ、それに対する国民の理解を深めることを目的とする啓発研修、講演、映画、ワークショップ等定義されています。

#### (\*18) ストーカー行為等の規制等に関する法律 P.12

平成 12 年(2000 年)5 月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」が成立しました。

特定の人物に対して「つきまとい・面会の要求・無言電話」等、反復して行うことも「ストーカー行為」として、規制の対象となっています。

#### (\*19) 児童虐待の防止等に関する法律 P.12

平成 12 年(2000 年)5 月に「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」成立した法律です。「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と定め「児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする」とした法律で、平成 16 年(2004 年)4 月に改正法が成立しました。改正法では、予防や早期発見とともに児童の自立支援等も盛り込み、虐待を受けたと「思われる」場合にまで通告義務範囲が拡大されました。

## (\*20) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 P.12

平成 13 年(2001 年)10 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」施行されました。配偶者からの暴力を犯罪と位置づけ、被害者を保護する法律です。保護命令には、暴力をふるう配偶者が被害者に近づくことを禁じる接近禁止命令と、加害者を一定期間立ち退かせる退去命令があります。

平成 16 年(2004 年)2 月に改正法が施行され、「配偶者からの暴力」の定義を身体に対する暴力同様、精神的暴力・性的暴力も対象となるように拡大するとともに、配偶者に限った保護の対象を離婚した元配偶者と子どもに、また退去命令期間も 2 ヶ月に拡大されました。

平成 20 年(2008 年)1 月に改正法が施行され、生命等に対する脅迫を受けた場合も対象に加え、面会の要求、夜間の電話、被害者の親族等への接近等を禁止するなど、保護命令制度が拡充されました。

## (\*21) 個人情報保護に関する法律 P.12

「個人情報保護に関する法律(個人情報保護法)」は、平成 15 年 5 月に成立し、公布され、平成 17 年 4 月に全面施行されました。

この法律は、だれもが安心して I T 社会の便益を享受するための制度的基盤として個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的として、民間事業者の皆様が、個人情報を取り扱う上でのルールを定めたものです。

## (\*22) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 P.12

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」は、平成 20 年 6 月に成立し、公布され、平成 21 年 4 月に施行されました。

この法律は、ハンセン病患者であった者等の「福祉の増進、名誉の回復等、現在も存在する問題の解決の促進」に関し、基本理念及び必要な事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。